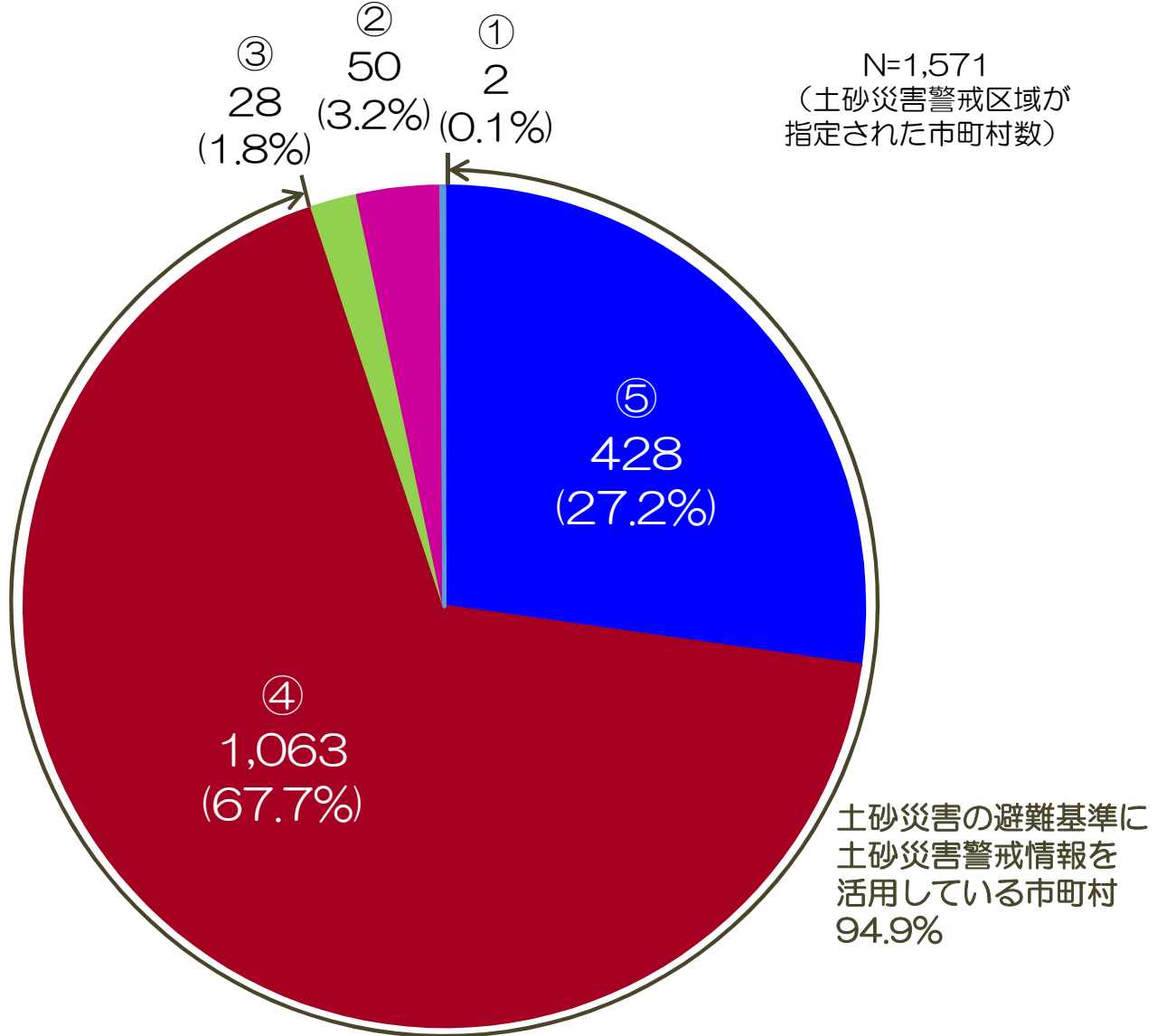


# 避難勧告発令基準における土砂災害警戒情報の活用状況

● 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（⑤及び④）は94.9%

注:市町村には特別区を含む

## 市町村の地域防災計画における避難勧告発令基準の設定状況 (令和2年3月末時点)



## ■ 記載状況

- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ④ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③ 具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。
- ② 「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ① 避難勧告に関する記載なし。